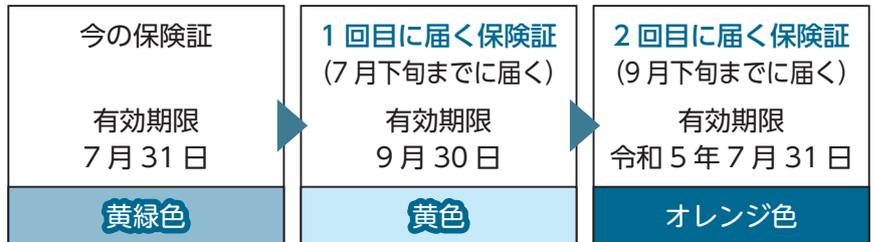


## 保険証の一齐更新

現在使用している黄緑色の保険証が7月31日で有効期限を迎えるため、新しい保険証を送付します。なお、今年度は負担割合の見直しにより、すべての方々に保険証を2回送付します（7月下旬と9月下旬）。届き次第、新しい保険証を使用してください。

後期高齢者医療制度の加入者全員に保険証が2回届く



令和4年度の保険料は、7月下旬までに個別にお知らせします

## 窓口負担割合の見直し

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、10月1日に窓口負担割合の見直しを全国一律で行います。

令和4年9月まで		令和4年10月から	
区分	窓口負担割合	区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	<b>一定以上所得のある方</b>	<b>2割</b>
住民税非課税世帯	1割	一般所得者等	1割
		住民税非課税世帯	1割

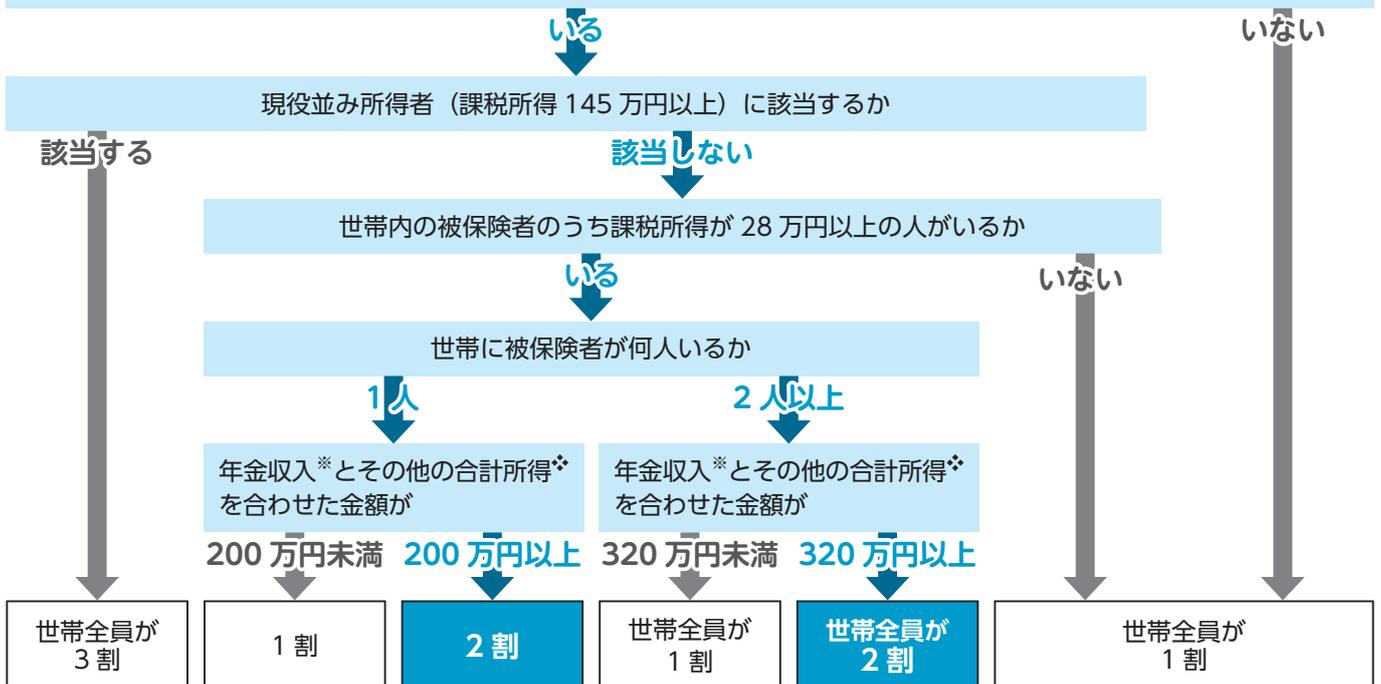
### 【見直し内容】

- 10月1日から、一定以上所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になる
- 現役並み所得がある方、住民税非課税世帯の方は変更なし

変更の対象になる方は、被保険者全体の約20%

### 【窓口負担割合を確認しよう】

世帯に住民税が課税されている人がいるか（非課税の現役並み所得者を含む）



※ 年金収入、に、遺族年金や障害年金は含みません。

❖ その他の合計所得、は、年金収入以外の事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額です。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。